



成岩地区少年をまもる会 成岩スポーツクラブ事務局 (成岩中学校内クラブハウス)
〒475-0922 半田市昭和町3-8 TEL・FAX(0569)26-7771 (クラブハウス)

TEL (0569) 21-0530 FAX (0569) 24-6467 (成岩中学校)

成岩スポーツクラブガイド'98

NARAWA SPORTS CLUB

1998

SPORTS FOR ALL

文部省 総合型地域スポーツクラブ育成モデル

成岩スポーツクラブ

健康あふれる人・街・明日のために

成岩スポーツクラブは、文部省の提唱する「総合型地域スポーツクラブ」のモデルです。

地域のあらゆる世代のために、楽しいクラブライフの創造をめざしています。

地域コミュニティの核として、

子供たちの健全な育成と

健康あふれる「成岩の街」づくりのために貢献したいと考えています。

ごあいさつ

世代を超えて……

成岩スポーツクラブは、成岩地区少年をまもる会の構想が発端となり、文部省の「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」として、平成8年3月に設立されました。

その目的は、青少年はもちろん高齢者の方々まで対象に生涯にわたったスポーツ活動を振興し、心と身体の健康づくりに貢献することです。

そのために、成岩スポーツクラブは、世代を超えてさまざまなスポーツを楽しんだり、仲間との親睦を深めたりできる豊かなクラブライフの創造をめざしています。

成岩スポーツクラブは地域の手で創る地域のクラブです。その運営の基盤は、受益者負担制とボランティアシップです。

ぜひ多くの方々にご会員となっていて、このクラブを支えていただきたいと思います。

成岩スポーツクラブは、その活動を通して、この街の人と明日のために貢献したいと考えています。

平成10年



成岩地区少年をまもる会
成岩スポーツクラブ
会長
堀田 敏行

生涯スポーツ社会を

21世紀を間近に控え、新しいスポーツ活動の在り方が様々な面で模索されています。

地域と学校が一体となって取り組みはじめた「成岩スポーツクラブ」の試みは、幅広い年齢層で多種目のスポーツを愛好する人々が参加する総合型地域スポーツクラブとして、これからのスポーツ活動を支えていくことでしょうか。

スポーツのみならず文化的な活動も含めた地域コミュニティの核として定着していくことを期待します。

半田市教育委員会

地域に開く学校

21世紀を目前にして学校の在り方が問い直されています。

学校はその枠を超え、真に開かれたものとして地域に貢献しなければなりません。

成岩スポーツクラブの考え方は、学校と地域の共生のモデルとして、まさに時代をリードしていくものです。

学校は、地域の方々と力を合わせて、この成岩スポーツクラブの発展に寄与していきたいと考えています。

成岩中学校
成岩小学校
宮池小学校

CONTENTS

ごあいさつ	1	スポーツ・スクール	6
OUTLINE	2	スポーツ・サークル	7
メディカル・ケア	3	総合プログラム	8・9
イベント・プロモート	4	コーチャーズ・アソシエーションスタッフ	10・11・12
研修・広報	5	成岩スポーツクラブ規約	13

成岩スポーツクラブの特色

成岩スポーツクラブは「総合型地域スポーツクラブ」です。

総合型地域スポーツクラブとは、主にヨーロッパに見られる地域スポーツクラブの形態で、地域において、子供から高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が参加できる、総合的なスポーツクラブのことです。

こうした当クラブの特色は、

①単一のスポーツ種目ではなく、複数の種目を行います。
②成岩小学校、宮池小学校や成岩中学校の体育施設などを活動の拠点として、定期的・計画的なスポーツ活動をします。

③情熱のある質の高いスポーツ指導者を配置し、個々のスポーツニーズに対応した指導をします。

④「成岩地区少年をまもる会」傘下の公的クラブです。

⑤会員は原則として家族で入会します。

当クラブは、学校週5日制や終身雇用制の見直しが高まる時代の変化の中で、文部省が目指している生涯スポーツ社会の実現のためのモデルを示すものです。当クラブは、地域のコミュニティの核として、成岩の街づくりに役割を果たしたいと考えています。



イベント・プロモート

季節ごとの多彩なイベントで新しいスポーツの体験を広げよう。
各種スポーツイベントや教室に参加して新しいコミュニケーションの輪を広げよう。

スポーツにはさまざまなジャンルがあります。そのなかには、「一度はやってみたい」と思いながら、機会がなくてできないというものもあります。

成岩スポーツクラブでは、会員のそうした興味と好奇心に応え多彩なイベントを季節ごとに用意します。希望に応じて参加いただけます。日頃体験できないスポーツにふれて、新鮮な感動を味わうことができます。

また、親子の交流や会員相互の親睦を深めるためのイベントを企画します。

スポーツはコミュニケーションの有効な手段です。一緒に汗をかいて友達の輪を広げましょう。

成岩スポーツクラブは、スポーツを通じた社交の場となるような機会をつくっていきます。



春
夏
秋
冬

低学年の楽しいダンス

中高年の山歩き教室

グランドゴルフ大会(ナイター)

夏のイベント(トレッキング)

リサイクル活動

バレーボール大会

スポーツフェスティバル

ファミリーウォーク

冬のイベント(スキー)



優れたスポーツマンは、技術のみではなく「健康な心と体」を備えています。

成岩スポーツクラブはスポーツのもつ教育的要素を重視しています。通常のスポーツ・スクールの指導を通してはもとより外部からも講師を招いて、会員の皆さんにスポーツマンシップを学んでいただきます。

研修・広報

よりフェアなスポーツマンシップのために。
より質の高いコーチングテクニックのために。
より幅の広いサポーターズマインドのために。

優れたスポーツマンは、優れたコーチによって育ちます。優れたコーチングには、スポーツの正しい知識と人間洞察力が必要です。成岩スポーツクラブでは、コーチャーズ・アソシエーションを中心に、コーチャーとしての資質を高めるためにスポーツについての研修はもちろんのこと、発達心理や運動生理などの分野の研修をします。



これらの研修には会員はどなたでも参加していただくことができます。そして、子供たちやコーチと共通理解を深めて下さい。



成岩スポーツクラブでは、毎月『成岩スポーツクラブ・インフォメーション』を発行します。クラブの活動についての情報はもちろん、会員の情報交換の場としていきます。

1998 総合プログラム

凡例・S=会員のみ (S)=登録団体員参加可 SA=A講座会員も参加可

	月		火		水		木		金	
	19:00	21:00	19:00	21:00	19:00	21:00	19:00	21:00	19:00	21:00
児童会	(S) 健康ウォーキング ジャッキー開成会	(S) バドミントン gokun club	(S) バレーボール 東池・中池クラブ	(S) バレーボール INFINITE (バレー) NHC (バレー)	(S) 家族会のお祭り J-WING (バスケ) ラビットクラブ	(S) さざしりバレーボール N2 エポック				
少年会	(S) みんなの卓球	(S) バレーボール ツイッツース	(S) バレーボール INFINITE (バレー) NHC (バレー)	(S) バレーボール INFINITE (バレー) NHC (バレー)	(S) 主妇会健康教室 レック健康教室	(S) バレーボール 松本バレーボール 松本及厚野バレーボール				
青年会	(S) 長谷川のバレーボール 月会	(S) 梅島からのバドミントン 東池バドミントンC	(S) バドミントン 梅島バドミントンC NHCバドミントン	(S) 1対1のバレーボール ならわバレーボールC	(S) 1対1のバレーボール ならわバレーボールC	(S) 力自衛の剣道 東池剣道教室				
成人会	(S) 野球 11月~3月(休演)								(S) サッカー (S) フットサル・サッカー	
その他	SAの初めてのソフトテニス SAのインドアソフトテニス									
その他	SAのさざしりバレーボール 卓球 SAの少林寺拳法									
その他	(S) 少年たちの剣道 松本少年剣道教室		(S) 剣道 東池教室			(S) 少年たちの剣道 松本少年剣道教室				

シーズンスポーツ B◎

(季節に応じた種目名)と目される人のため

種目	ソフトボール	水泳	サッカー	ハンドボール
時期	5月~8月	7月~8月	8月~12月	1月~3月
指導者	コーチアズ アソシエーションより			
会場	陸上グラウンド	運動広場	陸上グラウンド	西池グラウンド
時間	13:00~15:00			15:00~17:00
対象者	小学生3年生~小学生5年生			

バラエティスポーツ B◎

(スポーツは言葉だけでは伝わらない)と目される人のため

種目	ニュースポーツ	ニュースポーツ	ニュースポーツ
時期	5月~8月		
指導者	コーチアズ アソシエーションより		
会場	陸上グラウンド		
時間	13:00~15:00		
対象者	小学生3年生~小学生5年生		

◇このプログラムはクラブ側の都合により一部変更する場合があります。月曜日の市体育館のサークルは、4・8・12月はお休みします。

	土						日									
	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
児童会	バレーボール C◎			(S) クラマホー 南池健康会	バレーボール B◎		イベント						(S) サッカー ミニのソフト ボール			
少年会	バドミントン C◎			(S) バドミントン 梅島バドミントンC	第1・3週 バドミントン C◎ 第2・4週 卓球 C◎		バドミントン B◎						(S) 卓球の ソフトバレー ボール			
青年会	バスケットボール C◎			(S) コートバス	バスケットボール B◎		バドミントン C◎						(S) ミニ バレーボール ソフトバレー			
成人会	サッカー B◎				サッカー B◎		イベント									
その他	ソフトテニス C◎				ソフトテニス C◎		イベント									
その他	(S) シルバードラゴンズ C◎				(S) シルバードラゴンズ C◎		イベント									
成人会	BF 卓球 C◎				BF 卓球 C◎		ジュニア ソフトテニス B◎						イベント			
その他	ハンドボール C◎				イベント											
その他	卓球 B◎															
その他	AD トリス 対決 E◎				AD トリス 対決 E◎											
成人会	ソフトテニス C◎				ソフトテニス C◎											
その他	ソフトテニス S◎				ソフトテニス S◎											
成人会	水泳 S◎				水泳 S◎								ジュニア ソフトテニス B◎			
その他																

スポーツカレンダー

● 研修会 ● 各種イベント ● 健康体力相談 ● 定例理事会 ● 活動休止



コーチーズ・アソシエーションスタッフ

スポンサー



コーチーズ



アソシエーション



役員



コーチーズ・アソシエーションスタッフ

スポンサー



コーチーズ



役員



コーチーズ・アソシエーションスタッフ

成岩スポーツクラブ規約

第1章 総則

- (名称)
第1条 本クラブは総称を成岩スポーツクラブといひ、主たる事務局を「成岩地区少年をまもる会」(以下「まもる会」といふ)事務局内に置く。
- (所属)
第2条 本クラブは、「まもる会」に所属し、その指導助言を受けて活動する。
- (目的)
第3条 本クラブは、成岩中学校区におけるスポーツ活動の振興を図り、会員の健全な心身を育成する。また、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与する。
- (事業)
第4条 本クラブは前条の目的のために次の事業を行う。
(1) 各種目スポーツスクール、スポーツサークルの設置
(2) 健康体力相談事業、栄養アドバイス
(3) 各種研修会の開催
(4) 各種スポーツ大会・スポーツ教室の開催
(5) その他本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 組織

- (クラブの構成員)
第5条 本クラブは、成岩中学校区に在住する者及び本クラブの目的に賛同する者を構成員とする。
- (クラブの構成)
第6条 本クラブは次のものをもって構成する。
第1項 (会員)
個人サークル会員、ファミリー会員(スクールメンバー・サポーターメンバー) および登録指導者
第2項 (登録団体)
本クラブが別に定める要件を満たし、登録を認めた団体
- (運営機関)
第7条 本クラブの事業運営のために、運営理事会及び専門の部会を設置する。

第3章 会員

- (入会資格)
第8条 本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。
(1) 原則として成岩中学校区に在住し、本会の目的に賛同するものであること。
(2) スポーツを行うに適した健康状態であること。
(3) 本会の定める諸規定を遵守するものであること。
- (除名)
第9条 本クラブは、第8条の要件を満たさない会員について除名することができる。
- (入会手続)
第10条 本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込む。また、入会後入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

- (会費)
第11条 会費とは次のものをいう。
(1) 入会金 (2) 年会費 (3) 受講料 (4) 雑費
- (会費の納入)
第12条 会員は、本クラブが別に定める会費を原則として納入するものとする。
- (会費の不返還)
第13条 一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- (会費の滞納)
第14条 会員が会費の納入を怠ったときは、本クラブは会員を退会させることができる。

第4章 会議

- 第15条 (運営理事会)
会長は、次の各項により運営理事会を召集する。
第1項 (役割)
運営理事会は、本クラブの全ての機関を掌握し、部会から報告される事業の計画および運営に関する事項を協議し決定する。
第2項 (構成)
運営理事会は、会長1名、副会長若干名、理事長1名、理事20名以内、会計監査2名をもって構成する。
第3項 (運営理事の選出・任期)
会長は、「まもる会」の役員会により選任する。副会長、理事長、理事、会計監査は、会長がこれを委嘱する。運営理事の任期は1年

- とする。ただし再任は妨げないものとする。
第4項 (運営理事の職務)
運営理事の職務は、次のとおりとする。
(1) 会長は本クラブを代表し会務を総理する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
(3) 理事長は会長の命を受けて本クラブの会務を執行する。
(4) 理事は本クラブの会務を分担する。
(5) 会計監査は会計を監査する。
- 第16条 (部会)
本クラブには次の部会を設置し、部会長がそれぞれの部会を召集する。
(1) スポーツ・スクール部会
(2) スポーツサークル部会
(3) メディカル・ケア部会
(4) イベント・プロモーション部会
(5) 研修・広報部会
- 第17項 (役割)
各部会は、本クラブのそれぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。
- 第18項 (構成)
各部会は、部会長1名、副部会長1名および部員若干名をもって構成する。
- 第19項 (部員の選出・任期)
部会長は、担当理事がこれにあたる。部員は、部会長がこれを選任し、そのうちの1名を副部会長とする。部員の任期は1年とする。ただし再任は妨げないものとする。
- 第20項 (部員の職務)
部会長は、部会を統括し、その協議内容を運営理事会に報告する。

第5章 会費

- (資金)
第17条 本クラブの資金は、以下のものとする。
(1) 会費
(2) 事業等による収入
(3) 国、県、市、まもる会からの補助金
(4) 寄付金、協賛金
(5) その他
- (資金の管理)
第18条 本クラブの資金は事務局が管理する。
- (予算・決算)
第19条 本クラブの予算及び決算は、運営理事会での承認・決議を必要とする。
- (会計年度)
第20条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第6章 事故の責任

- (事故の責任)
第21条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違背して盗難、傷害等の事故が起っても、まもる会、本クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
- (保険の加入)
第22条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただしサポーターメンバーの保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故については本クラブは一切の責任を負わない。

第7章 細則

- (細則)
第23条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営理事会の決議によって定める。
- (規約の改正)
第24条 本規約は、運営理事会の決議によって随時改正することができる。
- 附則
本規約は、平成8年3月20日より施行される。
(平成9年2月7日 一部改正)
(平成10年3月7日 一部改正)

